Ⅲ 暮らしの「安心」を守るプログラム

11　子育てを社会で支える環境づくり

少子化が進行する中，子育てに夢を持ち，次代を担う子どもたちを健やかに生み育てられるようにするため，子育て世代の家族構成や働き方に応じた，子育て支援体制の充実を図ることがますます重要となっています。

このため，安心して出産，育児ができるような小児・母子医療体制の確保はもとより，「子どもの大切さ」や「県民みんなでその健やかな成長を支えていくことの大切さ」を考える社会機運の醸成や子育ての孤立感・負担を軽減する取組み，仕事と家庭・子育ての両立へ向けた環境の整備を促進します。

また，児童虐待や配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）などの子どもや家庭に関する問題の複雑化・深刻化に対応するため，行政や地域などが一体となった相談支援機能の充実を図ります。

★次の施策に取り組みます！

（44）子育て支援体制の充実

○子育て支援策の充実
○子育てしながら安心して働ける環境づくり

（45）小児・母子医療体制の確保

○小児救急医療体制の充実
○母子医療体制の充実

（46）子ども・家庭に関する相談支援機能の充実

○子ども・家庭に関する相談支援機能の充実

（44）子育て支援体制の充実

現状と課題

○少子化が進行する中，子育て世代の家族構成や働き方に応じた多様な保育サービスなど子育て支援体制の一層の充実が求められています。

○また，家庭や地域の養育力の低下が指摘され，妊娠等や出産，子育てに対する不安や経済的負担の軽減が求められるとともに，離婚により増加しているひとり親家庭の自立に向けた支援への要請が高まっています。

○一方，女性の社会進出の進展に伴い，子育てをしながら安心して働ける環境づくりがより一層必要となっています。

めざす姿

★子育て世代が，子育てに夢を持ち，次代の社会を担う子どもたちを健やかに生み育てられるような社会の実現

施策指標	現状値（H17）	目標値（H22）
「未来に輝くこども夢プラン※1」の主な目標値の進捗率	63.9%	100%（H21）

取組みの方向

○地域全体での次世代育成支援体制づくりを推進するとともに，子育てに伴う不安や経済的負担の軽減，ひとり親家庭の支援など，子育て支援策の充実を図ります。

○働き方の見直しや仕事と子育ての両立支援など，子育てをしながら安心して働ける環境づくりを推進します。

（45）小児・母子医療体制の確保

現状と課題

○小児救急医療は休日夜間における患者の増加により，休日夜間対応を行っている医療機関に患者が集中することなどが問題となっています。また，地域的に小児科医や産科医が偏在するなどの問題も生じており，小児救急医療サービスを確保するための対策が求められています。

○近年，子育てに関する不安を持つ家庭が増加しており，安心して子どもを生み育てることができる環境整備が求められています。

めざす姿

★小児・母子医療体制の充実による安心して出産，育児ができる環境づくり

取組みの方向

○県内の二次保健医療圏※2全域における小児救急医療体制の確保や休日夜間の小児救急医療電話相談の実施，病院小児科の集約化・重点化など，小児救急医療体制の充実を図ります。

○周産期医療※3体制の整備や不妊治療への支援等に取り組むとともに，県立広島病院に成育医療センター（仮称）※4を設置し，一元的・継続的な小児・母子医療提供体制の充実を図ります。

※1 **未来に輝くこども夢プラン：**次世代育成支援対策推進法に基づく「県行動計画」で，子どもが健やかに生まれ，かつ育成される環境づくりを推進する上での基本理念，基本的視点及びその実現に必要な施策を明らかにしたもの。計画期間：平成17(2005)～21(2009)年度。
※2 **二次保健医療圏：**保健医療施策の基本的な単位となる区域。現在7つの圏域を設定。
※3 **周産期医療：**妊娠満22週から生後1週間未満の期間の母と子の健康を守る医療のこと。
※4 **成育医療センター（仮称）：**県立広島病院において成育医療（妊娠・出生から新生児，小児，思春期を経て成人にいたる子どもの全ての成長過程において，一元的・継続的な医療を提供する先進的な小児医療の理念）を実施するための組織。

（46）子ども・家庭に関する相談支援機能の充実

現状と課題

○近年，増加している児童虐待は，子どもの心身の発達及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに，虐待を経験した者が親になった時に虐待を再現してしまう世代間連鎖を引き起こす場合もあります。

○虐待の発生予防から早期発見・早期対応，さらには虐待を受けた子どもの自立に至るまでの一貫した総合的な支援体制機能の充実が求められています。

○相談件数が急増している配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）についても，相談・自立支援体制の充実が求められています。

めざす姿

★総合的・専門的な相談支援機能の強化による児童や家庭の諸問題の解決

取組みの方向

○こども家庭センター※1と市町等の地域関係者が連携し，児童虐待に対する相談支援体制の充実を図ります。

○配偶者等からの暴力による被害者の相談から自立に至るまで，市町を含めた関係機関との連携による総合的な支援の基盤づくりを推進します。

※1 **こども家庭センター：**子どもと家庭に関する総合的な相談支援機関。児童虐待や配偶者等からの暴力など，深刻化する子どもや家庭への問題に対応するため平成17(2005)年7月，広島・福山・備北(三次)の3か所に開設。

12 健やかに暮らせる環境づくり

少子高齢化が急速に進行する中で，活力ある長寿社会の実現や，どこに住んでいても安心して必要なサービスを受けられるような保健・医療・福祉提供体制の強化が求められています。

このため，本県では，県民一人ひとりが健康で豊かに年を重ねることができるよう，生活習慣病予防や介護予防の対策に取り組み，健康寿命※2の延伸を目指します。

また，産科・小児科など特定の診療科や中山間地域※3における医師の確保，死亡率が全国平均を上回っている「がん」への総合的な対策も進めます。

さらに，すべての障害者が，自立して，社会参画しやすい環境づくりや，高次脳機能障害※4や発達障害※5など新たに顕在化してきた障害分野への対策を推進します。

また，社会保障制度全般にわたる国の構造改革の動向を注視しながら，医療費等の適正化に取り組むとともに，利用者の立場を重視した安全で質の高い効率的なサービスが提供されるよう，医療・福祉・介護サービスに関する情報の提供や公表を促進します。

★次の施策に取り組みます！

（47）健康寿命の延伸

○生活習慣病予防対策の推進
○介護予防対策の推進
○こころの健康づくり

（48）質が高く効率的な地域医療体制の確保

○医療サービスの質の向上と医療費の適正化
○医療従事者の確保と医療機関の連携の促進
○広域的な救急医療や災害医療体制の確保
○がん対策の総合的な推進
○県立病院の診療機能の充実

（49）障害者の自立できる環境づくり

○障害者の地域生活を支える環境づくり
○障害者の就労支援対策の充実
○障害者の就業支援
○新たな障害分野に対する専門的な相談支援体制の確保

（50）福祉・介護サービスの質の向上

○福祉・介護サービスの質の向上と給付の適正化

※2 **健康寿命：**寝たきりや認知症になることなく，健康で自立して暮らすことができる期間。
※3 **中山間地域：**地理的・社会的条件などが不利なため，人口減少や高齢化が進行している過疎・離島などの地域。
※4 **高次脳機能障害：**病気や事故などによって脳が損傷されたため，脳の高次な機能である言語・記憶・感情等の機能に起きる障害。
※5 **発達障害：**自閉症，学習障害，注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの。

（47）健康寿命の延伸

現状と課題

○わが国が，世界でも有数の長寿国といわれるようになった一方で，がんや心臓病，脳卒中，糖尿病といった生活習慣病に罹る人や，寝たきりや認知症など介護が必要な高齢者が増加しており，健康寿命※1を延伸することの重要性が高まってきています。

○ストレスが多いといわれる現代社会にあって，こころの健康づくりに対する要請も高まっています。

めざす姿

★運動習慣の徹底と食生活の改善を中心とした生活習慣の改善やこころの健康づくりによる，県民一人ひとりが心身ともに健康な生活を送る社会の実現

施策指標	現状値（H17）	目標値（H22）
健康寿命	男性：75.4歳 女性：78.8歳	75.9歳 79.3歳

取組みの方向

○県民一人ひとりの健康に対する意識改革や行動を促し，糖尿病など生活習慣病の有病者数を抑制するため，生活習慣病予防対策を推進します。

○予防重視型システムへの転換を柱とする新たな介護保険制度の円滑な運営に対応する人材の育成などを図り，介護予防対策を推進します。

○うつ病対策など，こころの健康づくりに取り組みます。

（48）質が高く効率的な地域医療体制の確保

現状と課題

○医療技術の急速な進歩に伴い，医療内容の高度化・専門化が進むとともに医療サービスに対する要求もより多様化・高度化する一方，医師の地域間の偏在や産科・小児科などの特定診療科における医師不足の状況が見られる中，県民がどこに住んでいても必要な医療サービスの提供が受けられる体制が求められています。

○本県の医療費は，全国的にも高水準にあり，国の医療制度改革を踏まえて，医療費適正化対策の推進を図る必要があります。

○重症傷病者に対する救命率向上や後遺障害の軽減を図るため，病院に搬送されるまでの救護体制や災害時の円滑な医療提供体制を充実する必要があります。

○「がん」は，本県の死因の第1位であり，予防から緩和ケア※2に至るまでの総合的な対策が求められています。

めざす姿

★多様化・高度化する医療需要に的確に対応し，すべての県民が安心して医療を受けられる質が高く効率的な地域医療体制の確保

※1 **健康寿命：**寝たきりや認知症になることなく，健康で自立して暮らすことができる期間。
※2 **緩和ケア：**がん患者等に対する身体的・精神的な苦痛を和らげるケア。

取組みの方向

○医療安全対策の推進や医療機関の情報開示の促進により，医療に対する信頼の向上やサービスの質の向上を図るとともに，国の医療制度改革を踏まえ，医療機関，保険者，市町等と連携し，医療費適正化に取り組みます。
○必要な医療・看護サービスを提供するための体制整備を推進します。
○消防・防災ヘリによるドクターヘリ事業の実施やメディカルコントロール※3体制の充実・強化及び災害医療訓練の実施などを通じ，広域的な救急医療や災害医療体制の確保を図ります。
○がん検診受診率の向上やがん登録の推進を図るとともに，がん診療連携拠点病院を中心とした医療ネットワークを構築し，県内のがん医療の向上を図ります。
○県立広島病院の高度医療機能の充実・強化を図ります。

（49）障害者の自立できる環境づくり

現状と課題

○国においては，地域における障害者の自立を支援する観点から，平成17(2005)年に「障害者自立支援法」が制定され，これまで障害種別ごとに異なる法律に基づいて提供されてきた福祉サービス，公費負担医療等について，一元的に提供する仕組みづくりが進められています。
○このため，新たな仕組みへの円滑な移行を図り，地域における障害者の自立した生活を支えるための相談支援体制やサービス供給体制を確立することが必要です。
○障害のある人が地域で自立した生活を送る上で，その持てる能力を最大限発揮し，意欲や適性に応じて就労することが重要ですが，障害者の就労支援は，まだ十分ではありません。
○高次脳機能障害※4や発達障害※5など，新たに顕在化してきた障害分野に対する支援も求められています。

めざす姿

★障害者が，身近で必要なサービスを自らの意思で選択し，自立した地域生活を送れる環境づくり

取組みの方向

○障害者が住み慣れた地域で，継続かつ一貫した支援を受けることができるよう，市町が行う障害者の地域生活を支える環境づくりを促進します。
○就労支援対策の充実と，職業自立支援対策により，障害者の経済的自立を促進します。
○高次脳機能障害者に対し，診断，治療，機能回復訓練など総合的な支援体制の確立に努めるとともに，発達障害児（者）に対し，各ライフステージに対応する一貫した支援体制の整備を図ります。

※3 **メディカルコントロール：**救急救命士が救急現場において実施する医療行為の内容を医学的に担保し，かつ責任の所在を明確にするための制度的枠組み。
※4 **高次脳機能障害：**病気や事故などによって脳が損傷されたため，脳の高次な機能である言語・記憶・感情等の機能に起きる障害。
※5 **発達障害：**自閉症，学習障害，注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの。

（50）福祉・介護サービスの質の向上

現状と課題

○県民の福祉・介護に対するニーズが多様化，高度化する中，社会福祉事業の分野においては，利用者が福祉サービスを選択する方式が主流となっています。

○利用者が適切にサービスを選択できるよう，事業者は福祉サービスの質の向上と情報提供に努めるとともに，第三者機関等による公平な情報が利用者に提供されることが求められています。

○高齢化の進展や軽度の要介護者の増加により，介護給付費の伸びが大きくなっています。

めざす姿

★県民が住み慣れた地域社会で安心して暮らせるような福祉・介護サービスの質の向上

取組みの方向

○福祉・介護サービス情報の公表を促進し，利用者が，主体的にサービスを選択できる環境づくりを進めるとともに，介護サービス従事者※1の研修等を通じ，福祉・介護サービスの質の向上を図ります。

○市町を単位とした地域密着型サービス※2の提供基盤の整備を促進するとともに，介護予防の促進や保険者等に対する的確な助言・指導などを通じ，介護給付の適正化※3に努めます。

※1 **介護サービス従事者：**介護支援専門員（ケアマネジャー）をはじめとする，看護職員，栄養士，訪問介護員（ホームヘルパー）や介護福祉士など介護サービスに従事する者。

※2 **地域密着型サービス：**小規模多機能型居宅介護，夜間対応型訪問介護や認知症対応型共同生活介護（グループホーム）など，市町長が指定・指導監督権限を持ち，地域の住民だけが利用できるサービス。

※3 **介護給付の適正化：**介護サービスが要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう適切な形で提供され，高齢者の自立支援に資するものとするために，介護サービスが真に所期の効果をあげているか，不適正，不正な介護サービスはないかの両面から，行政や高齢者介護に関わる様々な主体が連携して介護給付の適正化に取り組むこと。

13 地球・地域環境の保全

我が国は，大気汚染，水質汚濁など地域の環境問題に加え，地球温暖化，オゾン層破壊，酸性雨，資源・エネルギーの枯渇など，地球規模で環境を考えなければならない時代を迎えており，循環型社会※4への転換や，環境保全のための社会的コスト負担の意識啓発，美しい自然環境の保全と活用への対応が求められています。

このため，地球温暖化の防止に向けて，本県でも，県民，事業者，行政が一体となった省エネルギー対策，新エネルギー※5の導入促進，森林の整備や適切な管理による二酸化炭素の吸収源対策等の充実を図ります。

また，ダイオキシン類※6，環境ホルモン※7等の有害化学物質やアスベスト等による健康被害を未然に防止するため，迅速な環境調査の実施や県民への的確な情報提供に取り組みます。

さらに，瀬戸内海の水質，漁場環境や藻場※8，干潟※9等の自然環境の保全・修復のための取組みや，健全な水循環の回復，適切な野生生物の保護管理対策による自然環境や生物多様性の保全について，他県とも連携して推進します。

★次の施策に取り組みます！

（51）地球温暖化の防止
- ○省エネルギー対策の推進
- ○新エネルギーの開発と普及促進
- ○森林等吸収源対策の推進
- ○環境国際協力の推進

（52）地域環境の保全
- ○継続的・計画的な環境保全対策の推進
- ○汚水処理対策の促進

（53）自然環境の保全と活用
- ○瀬戸内海の環境の保全と創造
- ○自然環境と生物多様性の保全
- ○良好な景観の形成

※4 **循環型社会：**廃棄物の発生抑制や資源の循環的な利用などにより，天然資源の消費を抑制し，環境への負荷ができる限り低減される社会。
※5 **新エネルギー：**石油・石炭等に代わる環境への負荷の少ない新しい形態のエネルギー。
※6 **ダイオキシン類：**ゴミ焼却などにより発生する有機塩素化合物の一種で，生殖，脳，免疫系への影響が懸念されている。
※7 **環境ホルモン：**「内分泌かく乱化学物質」の通称名。生体内に取り込まれた場合に，本来，その生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える外因性の物質。生殖や健康に悪影響を及ぼす可能性があると指摘されている化学物質。
※8 **藻場：**沿岸浅海域で大型の海藻や海草が濃密に繁茂し，群落を形成している場所。魚の産卵や成育の場として重要な役割を果たしている。
※9 **干潟：**干潮時に現れる砂泥質の平坦な場所。プランクトンなどの微生物や多種多様な生物の生息の場となり，海水を浄化する機能がある。水鳥の飛来場所ともなる。

（51）地球温暖化の防止

現状と課題

○二酸化炭素などの温室効果ガス※1の濃度が高まり，今後100年間で地球の平均気温が最大で5.8℃上昇すると予測され，広島県においても，年間平均気温が上昇傾向にあります。

○平成17(2005)年2月の京都議定書※2の発効により，温室効果ガスの削減に向けて県民，事業者，行政による省エネルギーの取組みや新エネルギー※3の開発・普及を一層進める必要があります。

○森林の二酸化炭素吸収機能を向上させるため，森林の整備や適切な管理を進める必要があります。

○地球環境問題等に対応するため，国際協力による取組みも必要です。

めざす姿

★県民，事業者，行政の自主的な取組みによる地球温暖化の抑制

施策指標	現状値（H17）	目標値（H22）
温室効果ガス排出量	4,422万トン-CO_2（H15）	3,811万トン-CO_2

取組みの方向

○県民，事業者，市町の自主的な取組みを促進し，「広島県地球温暖化防止地域計画※4」に基づいた省エネルギー対策の推進を図ります。

○「広島県地域新エネルギービジョン※5」に基づき，廃棄物・バイオマス※6のエネルギー化や次世代水素エネルギー関連技術の普及等を促進します。

○市町等と連携し，管理不十分な森林の解消に取り組むなど，森林等吸収源対策※7を推進します。

○地球環境問題等の解決に向けて，関係機関と連携し，環境国際協力を推進します。

（52）地域環境の保全

現状と課題

○大気・水質の保全や騒音・悪臭の防止等により，県民の安全で快適な生活環境の維持・向上を図る必要があります。

○ダイオキシン類※8や環境ホルモン※9など有害化学物質等による健康被害を未然に防止する必要があります。

○公共用水域の水質や生活環境に与える影響が大きい汚水処理については，地域の実情に応じた対策が必要です。

めざす姿

★大気や水などが汚染されていない安全・安心・快適な地域環境の保全

施策指標	現状値（H17）	目標値（H22）
測定局等における環境基準達成状況	大気：36%（H16） 水質：80%（H16）	現状値より向上

取組みの方向

○地域環境の維持向上を図るため，大気や水質，有害化学物質等の環境監視及び事業者指導の実施や，健康被害を未然に防止するための揮発性有機化合物※10等の環境リスクの低減対策等を通じ，継続的・計画的な環境保全対策を推進します。

○公共用水域の汚濁防止及び生活環境の保全を図るため，地域の実情に応じた合理的手法による効率的な汚水処理施設の整備及び適正な維持管理を促進します。

（53）自然環境の保全と活用

現状と課題

○海と人のふれあいの場として重要であるとともに，水質浄化や魚介類の産卵育成等の機能を有する藻場※11，干潟※12等の浅海域の保全･再生を進める必要があります。

○貴重な野生生物の保護管理を進めるとともに，個体数の増加や生息区域の拡大による農林業等への被害を解消する必要があります。

○個性豊かで潤いのある優れた自然環境や景観の保全と創造を進めていく必要があります。

めざす姿

★人が自然とふれあい，共生するための美しい自然環境や多様な生態系の保全と良好な景観の形成

取組みの方向

○瀬戸内海の環境を守るため，浅海域の環境の保全や創造を図ります。

○失われた自然環境の再生や野生生物の適切な保護管理を通じ，自然環境と生物多様性の保全を図ります。

○本県の景観特性を踏まえた景観の保全・創造を図るため，地域の特性に応じた市町の景観形成を支援するなど，良好な景観の形成を進めます。

※1 **温室効果ガス：**地表から放射される赤外線を吸収し，温暖化の原因となる気体（主なもの：二酸化炭素，メタン，フロン等）。温室効果の寄与度は種類や濃度によって異なり,同じ温度の場合に二酸化炭素を１とすると，メタンは21倍，代替フロンは数百から１万倍になる。
※2 **京都議定書：**平成20(2008)～24(2012)年の目標期間に先進各国が達成すべき温室効果ガスの削減目標を定めるもので，平成9(1997)年に京都で開かれた気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）で採択され,平成17(2005）年2月に発効した。
※3 **新エネルギー：**石油・石炭等に代わる環境への負荷の少ない新しい形態のエネルギー。
※4 **広島県地球温暖化防止地域計画：**「広島県生活環境保全条例」,「広島県環境基本計画」に基づき，県民・事業者・行政等の各主体が総合的に温室効果ガスの削減対策に取り組むための県の基本計画。同時に「地球温暖化対策の推進に関する法律」に規定された県計画。目標年度：平成22(2010)年度。
※5 **広島県地域新エネルギービジョン：**「広島県地球温暖化防止地域計画」に基づき，二酸化炭素排出の要因となる化石燃料に代わる新エネルギーの導入を促進するための指針。目標年度：平成26(2014)年度。
※6 **バイオマス：**生物由来の有機資源で化石資源を除いたもの。廃棄される紙，食品廃棄物，建設廃棄木材，家畜糞尿等があり，燃焼して発電したりメタン発酵による燃料化等により，化石代替エネルギーとして役立つ。再生可能なため，バイオマスエネルギーは二酸化炭素の排出にカウントされない。
※7 **森林等吸収源対策：**二酸化炭素吸収源となる森林の整備・管理を推進する対策。
※8 **ダイオキシン類：**ゴミ焼却などにより発生する有機塩素化合物の一種で，生殖，脳，免疫系への影響が懸念されている。
※9 **環境ホルモン：**「内分泌かく乱化学物質」の通称名。生体内に取り込まれた場合に，本来，その生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える外因性の物質。生殖や健康に悪影響を及ぼす可能性があると指摘されている化学物質。
※10 **揮発性有機化合物：**トルエン，キシレンなど常温で揮発しやすい有機化合物のことで，塗料，接着剤などの溶剤，洗浄剤として多く使用されており，光化学オキシダントの原因物質の一つ。
※11 **藻場：**沿岸浅海域で大型の海藻や海草が濃密に繁茂し，群落を形成している場所。魚の産卵や成育の場として重要な役割を果たしている。
※12 **干潟：**干潮時に現れる砂泥質の平坦な場所。プランクトンなどの微生物や多種多様な生物の生息の場となり，海水を浄化する機能がある。水鳥の飛来場所ともなる。

１４　循環型社会の構築

平成１２(２０００)年度の「循環型社会形成推進基本法」の制定以来，環境に対して負荷をかける大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会から循環型社会※1への転換を促進する取組みが，全国的に徐々に浸透する中で，本県では，廃棄物の総排出量は概ね横ばいで推移し，廃棄物の最終処分量は，再生利用の増加により減少傾向にあるものの，依然として大量の廃棄物が埋立処分されており，不法投棄や不適正処理もあとを絶たない状況です。

このため，今後とも，廃棄物の３Ｒ（発生抑制，再使用，再生利用）※2の推進や不法投棄対策など，循環型社会の構築に向けた取組みを強化するとともに，持続可能な社会づくりに向け，県民やＮＰＯなどの団体，事業者などによる自発的な取組みを促進していきます。

★次の施策に取り組みます！

（５４）廃棄物の減量化・資源化

○総合的な廃棄物対策の推進
○減量化・資源化の取組みの推進
○エコタウン構想の推進

（５５）廃棄物の適正処理

○広域的・組織的な不法投棄の防止
○公共関与廃棄物最終処分場の整備

（５６）環境配慮を実践する基盤づくり

○地域で実践する組織づくり・人づくり

※1 **循環型社会：**廃棄物の発生抑制や資源の循環的な利用などにより，天然資源の消費を抑制し，環境への負荷ができる限り低減される社会。
※2 **廃棄物の３Ｒ（発生抑制，再使用，再生利用）：**循環型社会の形成に向け，生産から使用，消費，廃棄までのあらゆる段階において行うことが重要となっている，廃棄物の発生抑制（Reduce），再使用（Reuse），再生利用（Recycle）のこと。

（54）廃棄物の減量化・資源化

現状と課題

○資源の枯渇，廃棄物処分場の逼迫などの問題に対応するため，現在の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムを循環型社会に転換することが必要となっています。
○廃棄物の発生抑制，再使用，再生利用と熱回収（サーマルリサイクル）※3による資源の有効利用，適正処理を総合的・計画的に進める必要があります。
○企業による環境関連産業の創出を支援する必要があります。

めざす姿

★廃棄物の減量化・資源化を通じた循環型社会の実現

施策指標	現状値（H17）	目標値（H22）
産業廃棄物の再生利用率	65%（H12）	現状値より向上

取組みの方向

○廃棄物の減量化，リサイクル，適正処理を推進するための基本的方策を検討し，次期廃棄物処理計画を策定します。
○可燃性廃棄物の利活用の推進や未利用廃棄物の削減を通じ，廃棄物の減量化・資源化の取組みを推進します。
○環境と調和したまちづくりのモデルとして，備後地域において先導的なリサイクル関連産業の拠点を整備するなどエコタウン構想※4を推進します。

（55）廃棄物の適正処理

現状と課題

○廃棄物の不法投棄が巧妙化，悪質化，広域化するとともに，不法投棄された廃棄物の撤去が進展しない状況にあります。
○県内の管理型最終処分場は，残余容量が逼迫しています。

めざす姿

★不法投棄の防止や最終処分場の確保による廃棄物が適正に処理される仕組みの構築

取組みの方向

○広域的・組織的な不法投棄の未然防止，早期発見，早期是正を図るため，監視活動，改善指導等を通じ，排出業者における廃棄物の管理の徹底，優良処理業者の育成を推進します。
○適正処理の受け皿としての最終処分場を確保するため，広島地域（出島地区）及び備後地域（箕沖地区）において，公共関与による廃棄物最終処分場の設置を計画的に推進します。

※3 **熱回収（サーマルリサイクル）：**ごみの焼却時に発生する熱を発電や冷暖房などの熱源として利用したり，ごみを燃料として利用するなど，廃棄物から熱エネルギーを回収すること。
※4 **エコタウン構想：**備後地域22市町村(合併により，現在6市町)を対象地域に，広島県における循環型社会構築のモデルケースとして，資源循環型施設等の集積を通じて循環型社会システムを形成するためのマスタープラン（びんごエコタウン構想）。計画期間：平成14(2002)～18(2006)年度。

（56）環境配慮を実践する基盤づくり

現状と課題

○環境配慮の気運が高まり，事業者，団体等の取組みについては活発化してきましたが，環境保全意識のより一層の啓発を図り，実践活動を促進する必要があります。

○県民，事業者等による環境保全活動・環境学習の自発的な取組みを促進するために，地域で実践する組織づくり，人づくりを推進する必要があります。

めざす姿

★環境について考え行動できる人や組織が自主的に活動する社会の実現

取組みの方向

○「広島県環境学習推進実施計画※1」に基づき，県民，団体，事業者の自主的な環境保全活動の促進や，学校や地域における環境学習指導者の育成等を図り，環境保全活動・環境学習を地域で実践する組織づくり・人づくりを推進します。

※1 **広島県環境学習推進実施計画：**「広島県生活環境保全条例」,「広島県環境基本計画」に基づき，環境学習の効果的な推進を図るため，全ての主体が協働と連携のもと，自発的な取組みが行えるよう，目標や関連施策の方向性を明らかにした計画。同時に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」に規定された県計画。計画期間：平成17(2005)～21(2009)年度。

15 暮らしの安全・安心の確保

BSE※2や輸入野菜の残留農薬等の問題を契機に，食の安全と消費者の信頼の確保に向けた要請が高まっています。

本県でも，これまで，「安心！広島ブランド」認証制度や，広島県食品自主衛生管理認証制度の創設，食品の検査体制の強化などに取り組んできましたが，今後も，食中毒予防対策，HACCP※3の考え方に基づく食品の自主衛生管理の推進，トレーサビリティシステム※4の推進等に取り組み，食の安全・安心の確保を図っていきます。

また，近年，問題となっているエイズ，SARS※5，新型インフルエンザなどの新たな感染症や，アスベストによる被害など，多様化・広域化する健康危機に対し，迅速かつ的確に対応する体制を確保します。

さらに，近年，架空請求や悪質商法などの知能犯罪や，高齢者の交通事故が増加しており，適切な情報提供・啓発や交通安全対策の推進によって，暮らしの安全・安心の確保を図っていきます。

★次の施策に取り組みます！

（57）食の安全・安心の確保
○食品の安全・安心対策の推進
○農林水産物の安全・安心対策の推進

（58）健康危機管理体制の確保
○感染症対策の推進
○アスベスト対策の推進

（59）暮らしの安心の確保
○暮らしのセーフティーネットの整備
○交通安全対策の推進

※2 **BSE：**牛海綿状脳症（Bovine Spongiform Encephalopathy）。牛の脳の組織がスポンジ状の変化を起こし，起立不能等の症状を示す遅発性かつ悪性の中枢神経系の疾病。
※3 **HACCP：**食品製造における重要な行程を連続的に管理することによって，すべての製品の安全性を保証しようとする衛生管理手法（Hazard Analysis Critical Control Point＝ハサップ）。
※4 **トレーサビリティシステム：**食品の流通，製造・加工の各段階から生産現場まで，その履歴をさかのぼることができるシステム。
※5 **SARS：**重症急性呼吸器症候群（Severe Acute Respiratory Syndrome＝サーズ）。SARSコロナウイルスを病原体とする新しい感染症。

（57）食の安全・安心の確保

現状と課題

○BSE[※1]や，輸入野菜の残留農薬問題，食品の偽装表示等により県民の食品に対する関心が高まっており，生産から消費に至る食の安全・安心の確保が求められています。

○夏期の細菌性食中毒及び冬場のノロウイルス等による食中毒が多く発生していることから，食中毒対策を強化する必要があります。

めざす姿

★生産から消費までの県民の総合的な食の安全・安心の確保

施策指標	現状値（H17）	目標値（H22）
食中毒の人口10万人当たり患者数	50.9人（H12～16の平均）	現状値より改善

取組みの方向

○食品に起因する健康被害を未然に防止するため，アレルギー食品[※2]や遺伝子組換え食品[※3]の検査の実施，HACCP[※4]の考え方に基づく食品事業者等の自主衛生管理の推進，食中毒被害の拡大防止や発生予防に取り組むなど，県民の食品の安全・安心対策を推進します。

○トレーサビリティシステム[※5]の構築や地産地消の推進など，行政，生産者，事業者，消費者が相互に連携し，生産から収穫，出荷，販売に至る各段階における農林水産物の安全・安心対策を進めます。

（58）健康危機管理体制の確保

現状と課題

○国際化の一層の進展に伴い，新型インフルエンザ等の新興感染症の感染の危険性が増していることから，感染症の広域化，大規模化に備えた，広域的かつ専門的な対応が求められています。

○アスベストによる健康や環境への影響に対して，総合的かつ早急な対策が求められています。

めざす姿

★県民が安心して暮らすことができる健康危機管理[※6]体制の確保

取組みの方向

○感染症対応医療機関の体制整備，新興・再興感染症[※7]に対応可能な人材育成や検査体制の整備を進めます。

○アスベスト問題については，相談体制の整備，健康対策，環境対策，建築物対策，廃棄物対策を基本に，国，市町，関係事業者等と連携し総合的な対策を進めます。

※1 **BSE：**牛海綿状脳症（Bovine Spongiform Encephalopathy）。牛の脳の組織がスポンジ状の変化を起こし，起立不能等の症状を示す遅発性かつ悪性の中枢神経系の疾病。
※2 **アレルギー食品：**小麦，そば，卵などのアレルギー物質を含んだ食品。
※3 **遺伝子組換え食品：**ある生物から有用な遺伝子を取り出して組み込んだ食品。我が国において安全性が確認され，販売・流通が認められているのは，とうもろこし，じゃがいもなどがある。
※4 **HACCP：**食品製造における重要な行程を連続的に管理することによって，すべての製品の安全性を保証しようとする衛生管理手法（Hazard Analysis Critical Control Point＝ハサップ）。
※5 **トレーサビリティシステム：**食品の流通，製造・加工の各段階から生産現場まで，その履歴をさかのぼることができるシステム。
※6 **健康危機管理：**医薬品，食中毒，感染症，アスベストなどにより生命と健康の安全を脅かす事態が発生したり，発生するおそれがある場合に健康被害の発生予防，治療，拡大防止を図ること。
※7 **新興・再興感染症：**O157，エイズ，SARSなど新たに出現した感染症，結核など最近再び勢いを盛り返している感染症。

（59）暮らしの安心の確保

現状と課題

○近年の急速な社会経済情勢の変化に伴い，消費者を取り巻く環境も大きく変化し，架空請求や不当請求，悪質商法をはじめとした消費者トラブルが増加しています。
○健康食品等による事故を未然に防止するための対策が求められています。
○交通事故発生件数が高い水準で推移する中で，交通事故死者数は減少傾向にあるものの，全体の死者数に占める高齢者の割合は増加傾向にあります。

めざす姿

★消費者の自立支援や交通安全対策の推進による県民の暮らしの安全・安心の確保

取組みの方向

○住民に最も身近な市町における消費生活相談窓口などの消費者行政の仕組みづくりを支援するとともに，消費者が自ら消費者問題を解決できるよう，迅速かつ的確な情報の提供を推進します。
○薬局などの関係業者への立入検査を的確に実施するとともに，消費者行政に携る関係機関と連携し，県民に対して適切な情報提供を図ります。
○高齢者対策を最重点に，交通事故発生件数及び交通事故死者数を減少させるよう対策を強化します。

１６　総合的な防災・危機管理体制の確立

近年，地震，台風，集中豪雨などの自然災害や大規模な事故の多発，さらにはテロや武力攻撃事態等※1に対する国民保護※2への関心の高まりなどを背景に，防災・危機管理体制の確保に対する要請が高まっています。

本県では，救援物資の備蓄機能等を備えた防災拠点施設やライフライン※3，河川・海岸・砂防・治山の防災施設などの整備，災害拠点病院の指定や防災情報システム※4及び災害医療情報ネットワークシステム※5の整備・拡充などを行ってきました。

今後も，自然災害や大規模な事故，テロや武力攻撃事態等の発生に備え，ハード対策を着実に推進するとともに，実践的な防災訓練の実施やハザードマップ※6の作成促進，連絡体制の充実，自主防災組織※7の育成など，自助・共助・公助※8が連携した地域防災力※9の強化や医療救護体制の充実，さらには広島県国民保護計画※10に基づく国や市町との連携強化などのソフト対策を推進し，緊急時に迅速かつ的確に対応できる総合的な防災・危機管理体制の確立に取り組みます。

★次の施策に取り組みます！

（６０）防災・危機管理体制の確保

○地域防災力の強化
○大規模災害，テロ，武力攻撃事態等への体制整備
○防災情報・伝達体制の充実
○緊急輸送網と水の供給ルートの強化

（６１）災害に強い県土づくり

○洪水対策の推進
○高潮対策の推進
○土砂災害対策の推進

※1 **武力攻撃事態等：**武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態及びこれらが予測される事態。
※2 **国民保護：**外部からの武力攻撃に対し，住民の避難や救援措置等を行うことにより，国民の生命，身体，財産を保護し，武力攻撃に伴う被害を最小にすること。
※3 **ライフライン：**電気，上下水道，ガス，電話など線や管で結ばれた，生活に不可欠なシステム。
※4 **防災情報システム：**気象情報や災害発生時の被害情報を防災関係機関と共有化し，応急対策に活用するためのシステムで，県民にも被害の防止や軽減のための情報をホームページで提供。
※5 **災害医療情報ネットワークシステム：**災害時に傷病者の受入や医療救護班の派遣が可能な医療機関の情報を提供するシステム。
※6 **ハザードマップ：**洪水・高潮・土砂災害から人的被害を防ぐことを目的に，被害想定区域や避難場所，避難経路などの情報を住民に分かりやすく提供する地図。
※7 **自主防災組織：**地域住民が自主的に連携して，平常時は防災訓練や広報活動，災害時には初期消火，救出救護，集団避難，避難所への給水給食活動などの防災活動を行う組織。
※8 **自助・共助・公助：**住民が自らを守る「自助」，地域の人々が互いに協力し助け合いながら，初期消火や救助などに取り組む「共助」及び大規模災害が発生した場合の行政が行う「公助」が連携した防災対策の取組み。
※9 **地域防災力：**地域社会における災害に対する備えや災害時における初期消火や情報の収集・伝達，負傷者などの救出・救護や住民の避難誘導などの対応能力の総称。
※10 **広島県国民保護計画：**武力攻撃や大規模テロ等が発生した場合に，県民の生命・身体・財産を守るための計画。

（60）防災・危機管理体制の確保

現状と課題

○安芸灘・伊予灘を震源とする地震等，大規模地震の発生やテロ，武力攻撃事態等における国民保護措置※11等，大規模かつ広範な危機への迅速かつ適切な対応が求められています。
○大規模な自然災害から的確に県民の生命・財産を守るためには，河川・海岸・砂防等のハード整備と併せて，地域防災力の向上などソフト対策の充実・強化や緊急輸送網の確保が必要となっています。
○災害時におけるライフラインの確保が必要となっています。

めざす姿

★県民の生命・身体・財産への被害を最小限にするための，国や市町，住民等と連携した総合的な防災・危機管理体制の確保

取組みの方向

○市町の防災力強化を促進するとともに，自主防災組織の組織化や活動の活性化により，自助・共助・公助の連携による地域防災力を強化します。
○大規模地震やテロ，武力攻撃事態等に対する効果的な被害軽減対策を円滑に実施できるよう，建築物の耐震化や水際対策，訓練，啓発などを実施します。
○災害時における迅速かつ的確な災害応急活動を実施するため，情報の収集・伝達体制の確保を図ります。
○災害直後から発生する緊急輸送を円滑かつ安全に確保できるよう道路や港湾等の強化を図るとともに，ライフラインとしての水の供給ルートの強化を図ります。

（61）災害に強い県土づくり

現状と課題

○洪水，高潮，土砂災害等による自然災害から県民の生命・財産を守るためには，防災施設の整備を進める必要がありますが，その整備には多くの時間と費用を必要とします。
○県民の早期避難に資するためのソフト対策を充実・強化することにより，ハード対策と一体となった総合的な対策を推進する必要があります。

めざす姿

★県民の生命，財産を守るための洪水，高潮，土砂災害，地震などの自然災害に強い県土の構築

取組みの方向

○自然災害の未然防止を図るため，河川施設や海岸保全施設，砂防施設等の整備に当たっては，重要度や事業効果の高い箇所から，計画的に進めます。
○市町のハザードマップ作成の支援や災害関連情報の内容・提供手段を拡充し，早期避難を支援します。
○土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定を推進し，警戒避難体制の充実を図ります。

※11 **国民保護措置：**国，県，市町等が実施する警報の発令や避難の指示，救援等に関する措置など，国民の生命，身体，財産を保護するため又は国民生活等に及ぼす影響を最小にするための措置。

１７　総合的な治安体制の確立

本県では，平成15(2003)年から全国に先駆けて展開している「減らそう犯罪」県民総ぐるみ運動※1の強力な推進により，増加傾向にあった刑法犯認知件数は減少傾向に転じましたが，全国同様，組織犯罪の深刻化，「振り込め詐欺」等の知能犯罪の増加，子どもを狙った犯罪や殺人事件など凶悪犯罪が多発しており，総合的な治安体制の確立への要請が高まっています。

このため，今後は，「減らそう犯罪」県民総ぐるみ運動の取組みを，市町や地域レベルにより浸透させ，住民，事業者，NPO※2などと協働・連携した安全・安心なまちづくりを推進します。また，暴力団等の組織犯罪対策や，凶悪事件等の悪質重要犯罪対策を強化するとともに，警察官の増員，警察署の再編，交番相談員※3の拡充を図るなど安全を支える基盤を強化し，犯罪の脅威から県民生活を守ります。

★次の施策に取り組みます！

（62）安全・安心なまちづくり

○多様な主体と協働した安全・安心なまちづくり
○安全・安心を確保するための警察活動の展開

（63）組織犯罪・悪質重要犯罪対策の強化

○組織犯罪対策の推進
○悪質重要犯罪対策の推進

（64）安全を支える基盤の強化

○県民サービスの向上
○治安基盤の整備

※1**「減らそう犯罪」県民総ぐるみ運動：**「犯罪の起こりにくい広島県づくり」を進めるため，「減らそう犯罪」ひろしま安全なまちづくり推進条例を制定し，県民，事業者，ＮＰＯ，行政等が一体となって取り組む運動。
※2 **NPO：**民間非営利組織（Non Profit Organization）。継続的，自発的に社会貢献活動を行う，営利を目的としない団体の総称。
※3 **交番相談員：**交番に常駐し，住民の要望・相談に対応するとともに，遺失・拾得届の受理，自転車・オートバイ盗の被害届の代書，地理案内等を行う嘱託員。

（62）安全・安心なまちづくり

現状と課題

○平成15(2003)年から展開した「減らそう犯罪」県民総ぐるみ運動の結果，平成14(2002)年に6万件近くあった刑法犯認知件数が，平成17(2005)年には3万件台に減少するなど，成果が現れています。

○県民，事業者等のさらなる参画を促進し，様々な自主的活動を定着・発展させるとともに，より高度な警察活動を展開し，日常生活を脅かす様々な犯罪の予防・抑止を図る必要があります。

めざす姿

★犯罪の少ない社会の実現に向けた地域ぐるみの協働・連携による安全・安心なまちづくりの実現

施策指標	現状値（H17）	目標値（H22）
刑法犯認知件数	36,938件 （H17年）	ピーク時の半減(H22年) 〔ピーク時：約6万件 （H14年）〕

取組みの方向

○「安全・安心なまちづくり」と「安心をもたらす警察活動」を密接な両輪と位置づけ，多様な主体が協働・連携して，これまでの様々な取組みの定着と発展を図るため，引き続き「減らそう犯罪」県民総ぐるみ運動を推進します。

○県民が，犯罪に遭わないための意識と行動を心がけ，地域ぐるみでの子どもの見守り活動など，互いに支えあえる地域と安全な環境の中で安心して生活できるような，きめ細かい「安全・安心なまちづくり」を展開します。

○地域の幅広い主体の協働により，身近な犯罪や少年犯罪等の総合抑止対策を推進するとともに，発生した犯罪に対し迅速・的確な解決を図るなど犯罪の減少傾向を定着させ県民に「安心をもたらす警察活動」を展開します。

（63）組織犯罪・悪質重要犯罪対策の強化

現状と課題

○薬物及びけん銃の密輸・密売，暴力団による犯罪等，組織を背景として行われる犯罪が増加傾向にあります。

○グローバル化や高度情報化等の急激な社会情勢の変化を背景に，犯罪は多様化するとともに凶悪・悪質化の傾向を強めており，県民の体感治安の改善を阻む要因となっています。

めざす姿

★組織犯罪・悪質重要犯罪の抑止・検挙の徹底による安全・安心を実感できる社会の実現

取組みの方向

○暴力団総合対策，薬物銃器対策，来日外国人犯罪対策等を中心とした組織犯罪対策を強化します。

○凶悪事件，重要窃盗犯罪や，ひき逃げ等の重要交通犯罪，振り込め詐欺等の匿名性の高い知能犯罪など，悪質かつ重要な犯罪対策を推進します。

（64）安全を支える基盤の強化

現状と課題

○犯罪・事故の多様化の中で，相談等の警察業務が増加しており，業務の円滑かつ効率的な実施を図る必要があります。

○犯罪のスピード化，広域化，ボーダレス化等に対応し，警察力の向上を図る必要があります。

めざす姿

★安全を支える治安基盤の強化による犯罪，事故，災害等への迅速な対応や警察行政サービスの向上

取組みの方向

○地域の安全・安心の拠り所となる交番の機能強化等により，警察行政における県民サービスの向上を図ります。

○地域住民等との協働・連携や警察力を向上させるため，警察署等の効果的な配置や警察官の増員，業務の効率化等により治安基盤の整備を図ります。